

各都道府県・指定都市

障害者施策主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

参事官(障害者施策担当)

[公 印 省 略]

2019 年度「心の輪を広げる障害者理解促進事業」の実施について（依頼）

障害者施策の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

2019 年度の「障害者週間」の取組の一環として内閣府が実施する標記事業につきましては、**別紙 1**「心の輪を広げる障害者理解促進事業要綱」（以下「要綱」）及び **別紙 2**「心の輪を広げる障害者理解促進事業実施要領」（以下「要領」）に基づき、各都道府県・指定都市との共催で実施させていただきます。

つきましては、下記事項に御留意の上、2019 年度事業の円滑な運営につきまして御協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 募集・広報の実施について

- (1) 本事業の実施にあたっては、幅広い広報活動を行っていただくことが重要です。**貴管内の市区町村、学校、各種団体等への周知**をはじめ、各種ホームページの活用、組織内における教育・雇用関係部局間の連携、及び記者発表や各種広報誌等への記事の掲載など、地域の実情に応じた効果的な広報の徹底に努めてください。（**別紙 3**「募集チラシの配布及びホームページ等への情報掲載について」参照）
- (2) 内閣府が作成する本事業の「募集チラシ」は、5月下旬を目途に各都道府県・指定都市へ送付する予定です。
- (3) 本事業は、「障害者基本法」に法定される「障害者週間」に対する政府の取組事業であり、特に児童生徒層に対する障害や障害者への理解・関心を深めることを目的としています。**貴管内の全ての教育委員会及び学校等に確実に「募集チラシ」を配布いただくとともに、夏休み等を利用した貴管内全体での取組としていただくよう、御協力をお願いします。**
- (4) **募集開始日は全国一律で7月1日（月）とします（募集期間は7月～9月）。各都道府県・指定都市内における募集締切日については、9月末の内閣府への推薦作品提出期限に間に合うよう、貴管内における選考スケジュール等を勘案の上決定してください**

(その際、募集チラシの空欄等を活用し、締切日を周知してください。)

- (5) 本事業の募集においては、各都道府県・指定都市（及び管下の市区町村等を含む）のホームページ等を活用し、積極的な広報への御対応をお願いします。なお、内閣府ホームページへのリンクの設定については、次を御参照ください。

【内閣府ホームページへのリンク方法】

「このホームページについて」(<https://www.cao.go.jp/notice.html>) 中にある「リンクについて」を確認の上、「障害者週間」のページ (<https://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/index-kk.htm>) にリンクを設定願います。

2. 内閣府への推薦日程等について

- (1) 2019年度における本事業の全体スケジュールは、概ね次のとおり予定しています。

※以下日程は予定であり、今後変更する可能性があります

- 募集チラシの送付 : 5月下旬
- プレス発表(募集の開始) : 6月中旬
- 募集期間 : 7月1日(月)～各都道府県・指定都市で定める日
- 内閣府への推薦締切日 : 9月30日(月)
- 内閣府による選考・事実確認 : 10月中下旬
- 選考結果(入賞作品)通知 : 10月下旬
- 広報用ポスターの送付 : 11月中旬
- プレス発表(入賞作品の公表) : 11月中旬
- 入賞作品集の送付 : 11月下旬
- 表彰式(最優秀賞受賞者) : 12月3日(火)～9日(月)のいずれかの日
- ポスター等入賞作品展 : 12月3日(火)～9日(月)

- (2) 内閣府への推薦締切日は、9月30日(月)必着【期限厳守】とします。提出期限に間に合うよう、十分余裕をもった対応スケジュールをあらかじめ確保の上、貴管内の募集締切日を設定し、選考・推薦等の手続きを進めてください。

- (3) 貴管内での募集締切り後は、速やかに応募状況(受理件数)を取りまとめの上、別紙4-1（「心の輪を広げる体験作文」応募状況）及び別紙4-2（「障害者週間のポスター」応募状況）を作成し、内閣府が指定する事務局（2.（4）⑨参照）へ、原則、Eメールにて提出してください。

- （4）内閣府への作品の推薦（送付）に当たっては、次の各事項に留意してください。**

- ① 内閣府への推薦作品は、未発表のもの（本事業応募のために執筆・作成し応募した作品）に限ります。他の事業や発表で既に公表された事実がないか、推薦前に十分確認してください。

※ 推薦作品については、推薦の事前及び事後を含め、内閣府が対外的に本事業の推薦・入賞結果等を正式に公表するまで、非公表の取扱いとします（内閣府への推薦事実も含む）ので、作品の取扱いについては十分御注意願います。

- ② 内閣府への推薦作品は、作者本人が単独で執筆・作成したものに限り、共同制作された事実や第三者の関与等不正がないか、推薦前に十分確認してください。

- ③ 内閣府への推薦作品については、他者の作品や他の公表物等の模倣、流用、盗用

等の不正が行われた事実がないか、推薦前に十分確認してください。

- ④ 内閣府への推薦作品の提出に当たっては、作品を執筆・作成した作者（応募者）の属性等を内容とする別紙5-1（「心の輪を広げる体験作文」作品 作者属性表）及び別紙5-2（「障害者週間のポスター」作品 作者属性表）を必ず推薦作品ごとに作成し添付してください。

なお、本資料（別紙5-1及び5-2）は、審査・選考上必要な資料となるため、作者本人の属性等を詳細に確認の上、全ての項目について（空欄が生じないように）記入してください。

- ⑤ 内閣府へ推薦があった作品及び作者の情報については、推薦後、内閣府にて公表することを前提としています。特に、作者の情報（氏名、所属先（学校名／学年、職業）、障害のある場合はその情報・事実等）について、公表に問題がないことを御本人（及び所属先）にあらかじめ確認を行った上で推薦（提出）してください。

また、作品中に個人名や固有名詞、固有の対象等が特定される内容が含まれる場合、必要な了承が得られているかについて、あらかじめ確認を行った上で推薦（提出）してください。

- ⑥ 推薦作品に点字の作品が含まれるときは、墨字に直したものを必ず添付してください。

- ⑦ 推薦作品は、必ず作者本人が応募した直筆の原本とします。写し（コピー等）の提出は認めません（写しの場合、推薦は受け付けません）ので、十分御注意願います。

- ⑧ 推薦するポスター作品は、絶対に折りまげずに提出してください。

- ⑨ 推薦作品の提出に当たっては、内閣府からの本公文書（平成31年3月27日付 府政共生第180号）への回答として、必ず各都道府県・指定都市の公文書（※）を添付し提出してください。

※公印省略を可とし、宛先は、「内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）」宛てとします。

なお、推薦作品の提出は、上記内閣府への「公文書」を添付の上、内閣府が指定する以下本事業事務局（送付物等提出先・問い合わせ先）宛てに送付してください。

2019年度「障害者週間」関係事業事務局

※後日、別途通知します。

3. 選考・表彰等について

- (1) 内閣府における入賞作品の選考・決定は、10月下旬頃を目途としています。決定次第、各都道府県・指定都市あて通知しますので、入賞者のいる都道府県・指定都市においては、内閣府の指示に従い入賞者本人への連絡・調整等をお願いします。
- (2) 内閣府では、各部門の最優秀賞(内閣総理大臣賞)入賞者を対象に、「障害者週間」期間中に表彰式を実施する予定です。詳細については、入賞作品決定後に連絡します。
- (3) 各部門の優秀賞(内閣府特命担当大臣賞)入賞者に対しては、表彰状及び楯を、佳作の入賞者に対しては楯を贈呈する予定です。表彰状等は、入賞作品決定後に該当する都道府県・指定都市あて送付しますので、入賞者等へ適切に伝達をお願いします。
- (4) 本事業においては、より多くの者に機会を設ける趣旨から、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」のいずれにおいても、過去を通じて入賞は一度限りとしています。各都道府県・指定都市においては、選考及び推薦の過程において十分御留意願います。

4. その他

内閣府へ推薦のあった作品(作文及びポスターのいずれも)については、「障害者週間」行事等の終了後、各都道府県・指定都市へ返却します。各都道府県・指定都市においては、応募者御本人に対し適切に返却をいただくようお願いします。

【本件担当】

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付障害者施策担当
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL: 03-5253-2111 (内線 38316・38305・38307)
FAX: 03-3581-0902
E-mail: g.kyosei_shogaisha_jyoho@cao.go.jp